

平成22年度 事業計画書

定款第3条に定める目的に添って、定款第4条に定める事業を、平成22年度は下記の通り実施する。

記

1. 基礎科学研究助成

- (1) 助成の趣旨
基礎科学研究の振興
- (2) 助成対象となる研究
理学（数学、物理学、化学、生物学）の各分野及びこれらの複数にまたがる分野の基礎研究で萌芽的なもの（それぞれの分野における工学の基礎となるものを含む）
- (3) 助成対象者
若手研究者（個人またはグループ）
- (4) 助成金
 - 総額 1億6,000万円
 - 1件あたりの助成額 最大 500万円
 - 助成件数の目処 100件程度
- (5) 募集・選考
 - ① 完全公募
 - ② 募集期間：4月15日～6月30日
 - ③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

2. 環境研究助成

- (1) 助成の趣旨
環境問題への取り組み
- (2) 助成対象となる研究
 - I. 課題研究
財団で設定したテーマの研究を募集（助成期間：2年まで可）
今年度テーマ
「共通する環境問題解決のための国際共同研究」
 - II. 一般研究
環境に関する研究（分野は問わない）
- (3) 助成対象者
制約なし（研究者個人または研究グループ）
- (4) 助成金
 - 総額 1億1,000万円
 - うち課題研究 2,000万円（以下）
 - 一般研究 9,000万円（以上）
 - 1件あたりの助成額
 - 課題研究 最大1,000万円
 - 一般研究 最大 500万円
 - 助成件数の目処
 - 課題研究 2件
 - 一般研究 50件程度

- (5) 募集・選考
 - ① 完全公募
 - ② 募集期間：4月15日～6月30日
 - ③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

3. 文化財維持・修復事業助成

- (1) 助成の趣旨
文化の振興（文化遺産の次世代への継承）
- (2) 助成対象となる事業
日本国内に所在する芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料）の維持・修復事業
- (3) 助成対象者
維持・修復事業の対象となる上記文化財の所有者（事情により管理者）
* 営利を目的とする法人及び営利あるいは私的鑑賞目的で文化財を所有または管理する個人は対象外
- (4) 助成金
 - 総 額 7,000万円
 - 助成件数の目処 30件程度
- (5) 募集・選考
 - ① 完全公募
 - ② 募集期間：10月1日～11月30日
 - ③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

4. 海外の文化財維持・修復事業助成

- (1) 助成の趣旨
文化の振興（文化遺産の次世代への継承）と国際相互理解増進
- (2) 助成対象となる事業
 - ① 海外に所在する芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品及び遺跡の維持・修復事業
 - ② 上記の維持・修復に直接つながる事前調査
- (3) 助成対象者
維持・修復事業の対象となる上記文化財の所有者・管理者またはそれら文化財の維持・修復のための事前調査を実行する研究者
* 営利を目的とする法人及び営利あるいは私的鑑賞目的で文化財を所有または管理する個人は対象外
- (4) 助成金
 - 総 額 3,500万円
 - 助成件数の目処 15件程度
- (5) 募集・選考
 - ① 完全公募
 - ② 募集期間：10月1日～11月30日
 - ③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

5. アジア諸国における日本関連研究助成

(1) 助成の趣旨

国際相互理解増進

(2) 助成対象となる研究

人文・社会科学分野の研究で、何らかの点で日本に関連する事柄を対象とするもの

(3) 助成対象者

アジア諸国（主として東アジア・東南アジア諸国を対象）の国籍を有し、日本以外に本拠をおいて研究活動を行っている人

（日本に留学あるいは長期派遣・長期招聘される予定の人は対象外）

(4) 助成金

| | |
|-----------|---------|
| 総額 | 5,500万円 |
| 1件あたりの助成額 | 最大200万円 |
| 助成件数の目安 | 60件程度 |

(5) 募集・選考

- ① 完全公募
- ② 募集期間：9月1日～10月31日
- ③ 選考委員会で選考し、理事会で決定

6. その他助成及び事業

(1) 理事会の決定により下記の助成及び事業を行う。

- ① 本財団の将来のプログラム展開上、意義大と思われる研究及び事業に対する助成
- ② 緊急を要するもので本財団としての対応が必要と認められる研究及び事業に対する助成
- ③ 本事業計画に掲げた助成プログラムと関連し、これを補充、強化する研究及び事業に対する助成
- ④ その他本財団の目的を達成するために必要な事業
尚、特に緊急を要するものについては、会長・理事長の協議で決定し、理事会の事後承認を得るものとする。

(2) 助成金

| | |
|-----------|---------|
| 総額 | 1,000万円 |
| 1件あたりの助成額 | 定めず |

以上